

だい じおおさかふしょう しゃけいかく こうきけいかく
第4次大阪府障がい者計画（後期計画）

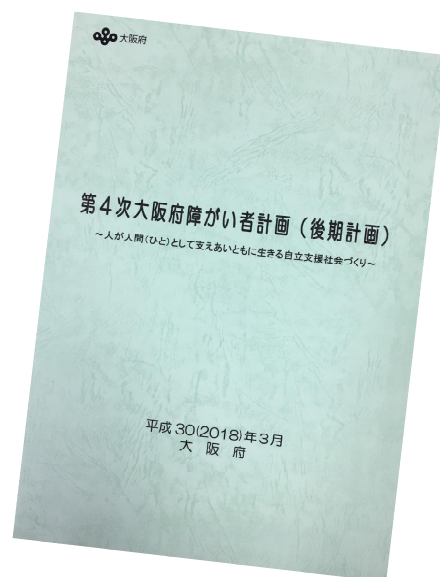
【わかりやすい^{ばん}版】

1. 障がい者計画とは

- 障がい者計画は、法律に基づき、障がい者に関する取り組み内容を総合的に書いた計画です。
- 大阪府では、平成24年度から第4次大阪府障がい者計画を開始しましたが、新しい法律が作られたり、障がい者の命にかかわる大きな災害・事件・事故が発生したことから、このたび内容を見直して新しい計画を作りました。

2. この計画の期間

- 第4次大阪府障がい者計画（後期計画）の計画期間は平成24年度から平成32年度までの9年間です。



1. 基本理念

人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり

この考え方は、第3次大阪府障がい者計画の考え方「人が人間（ひと）として普通に暮らせる自立支援社会づくり」に、次の点を加えています。

- ① 合理的配慮の実践（全ての人が様々な障がいに行き届いた心づかいを行います）
- ② とともに生きる社会の実現（障がいのある人もない人も社会の仲間の一人として一緒に生活する社会にします）
- ③ 支援の拡充（障がい者への支援を増やし、自分で生活できるようにしていきます）

2. 5つの基本原則

（1）権利の主体としての障がい者の尊厳の保持

障がい者が、どんなときも、人間（ひと）としてだれでも持っている権利が守られるようにしていきます。

(2) 社会的障壁の除去・改善

社会全体が努力し、障がい者が不便とすることを減らし安心して暮らしていける社会をつくっていきます。

(3) 障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求

障がい者に配慮した社会をめざし、障がい者への差別や偏見（かたよった考え）のない社会にしていきます。

(4) 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

障がいのある人もない人も個性が大切にされ、お互いを認め合い、社会の仲間の一人として、自分で生活しともに支え合う社会になるようにします。

(5) 多様な主体による協働

役所、障がい者や家族、府民、事業者、NPO、地域団体などが協力して障がい者の福祉が進むようにします。

3. みんなですべきこと

(1) 府民の皆さんがすべきこと

⇒ 障がいや障がい者に対する思いやりを深めるとともに、障がい者が社会に参加することに協力する。

(2) 障がい者がすべきこと

⇒ 必要なサービスを 利用しながら、地域で生活し 社会に参加する。

(3) 障がい者福祉に関する事業者がすべきこと

⇒ 障がい者が 望む支援を いつでも 利用できるようにする。

(4) 市町村がすべきこと

⇒ 障がい者のニーズ（してほしいこと）に きめ細かく 応えていく。

(5) 大阪府がすべきこと

⇒ 大阪府の全体をみて、人材の確保や ノウハウ（いろいろな方法）の提供
等を 行う。



第1節 特に大切な取り組み

1. 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行を進めます

- 障がい者が地域で生活できるように、今まで以上に取り組みを進めます。
- 地域で生活を始めるだけでなく、地域で暮らし続けることも支援します。

2. 障がい者が就労できるように支援を強化します

- さまざまな障がいに応じた働くための支援をより強くします。
- 障がい者が働き始めるための支援や、仕事を辞めてもまた働けるよう
に支援していきます。

3. 施策の谷間にあった分野への支援を充実します

- 今まで支援が少なかったり十分でなかった人たちにも、支援の内容を充実
していきます。

• 発達障がい者

• 高次脳機能障がい者

• 障がい児

• 盲ろう者

• 難病・慢性特定疾患患者

• 医療的ケア児、医療依存度の高い重症心身障がい児者等

I せいかつばめん ちいき く
生活場面「地域やまちで暮らす」



1. めざすべき姿

しょう しゃ ちいき かいてき く かつどう
障がい者が 地域で快適に暮らし 活動している

2. 個別分野の取組み

(1) にゅうしょせつ せいしんかびょういん たいしょ たいいん く
入所施設や 精神科病院から 退所・退院して 暮らす

○ しょう しゃ にゅうしょせつ ちいき せいかつ しちょうそん しえん
障がい者が、入所施設を出て 地域で 生活できるように、市町村を 支援し
ます。また、にゅうしょ しょう しゃ きぼう かくにん
入所している 障がい者の 希望を 確認します。

○ しょう しゃ せいしんかびょういん たいいん ちいき せいかつ にゅういんかんじゃ
障がい者が、精神科病院を退院して 地域で生活できるように、入院患者の
じょうきょう はあく かんけいしゃ あつ たいいん ちいき せいかつ
状況を 把握します。また、関係者が集まって、退院や 地域で生活しやす
くなるように はな あ きかい つく
話し合う機会を 作ります。

(2) にゅうしょせつ こんご きのう かた
入所施設の 今後の 機能のあり方

○ にゅうしょせつ しょう しゃ ちいきせいかつ ささ きのう きょうか しえん
入所施設が 障がい者の地域生活を支える機能を 強化できるよう 支援し
ます。

○ みんかん たいおう むすか しょう しゃ たい しえん みんかんじぎょうしょ しえんりょく
民間で 対応が 難しい 障がい者に対する支援や、民間事業所の 支援力
たか とりく じっし
を高める 取組みを 実施します。

(3) ちいき く つづ
地域で 暮らし続ける

○ グループホームなどの住まいを 確保します。また、さまざまな しょう たいおう
障がいに対応
できる グループホームを ふ ほうほう けんとう
増やしていくための方法を 検討します。

○ 必要な福祉サービスを確保します。また、市町村が、障がい者の地域生活を支える拠点を整備することについて、支援します。

○ さまざまな障がいに対応できるよう相談支援を強化します。

○ 自立支援協議会(福祉サービスなどのあり方を考えるための会議)が効果を出せるようにします。

○ 地域の機関と一緒に障がい者の支援に取り組みます。

○ 障がい者に対する理解を住民に広めます。

○ 福祉サービスを支える人材を確保します

(4) まちで快適に生活できる

○ 安心してまちに出かけられるバリアフリー化を進めます。また、電車の駅や踏切の安全を確保します。



Ⅱ せいかつばめん まな生活場面「学ぶ」

1. すがためざすべき姿

しょう障がいのある人が ひと本人の ほんにん希望に基づき、しょう障がいのない人と ひと同じ場 おなで まなともに学んでいる



2. こべつぶんや とりく個別分野の取組み

(1) そうきりょういく う早期療育を受ける

- にゅうようじけんしん う乳幼児健診を受ける人を ひと増やし、その後の ご支援の内容を しえん充実します。
- みじか ちいき身近な地域で、しょう障がい児や ほごしゃ保護者に対する しえん支援の内容を じゅうじつ充実します。
- はったつしょう発達障がいのある こ子どもたちを しえん支援します。

(2) きょういく う教育を受ける

- しょう障がいがある人もない人も ひと一緒に いっしょ学べるよう、まな幼児教育や しょう小・
ちゅうがっこう こうとうがっこう中学校、高等学校での きょういく教育の内容を ないよう豊かにします。
- おおさかふりっしえんがっこう大阪府立支援学校の しえん支援内容を ゆた豊かにしていきます。
- しゅうろう じりつ む就労・自立に向けた きょういく教育の内容を ないよう豊かにします。
- ひとり一人ひとりに おう応じた きょういく教育を行うための おこな計画を けいかく作ります。
- おおさかふりっしえんがっこう大阪府立支援学校が ちいき地域での しえん支援教育を きょういくリードします。

(3) ちいき まな地域で学ぶ

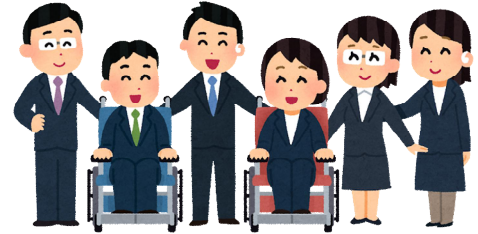
- としょかん こうみんかん図書館や公民館などで がくしゅう学習できる きかい機会を じゅうじつ充実します。
- しょう障がい者を含む しゃすべての人の ひと学習の がくしゅう活動を かつどう支援します。

Ⅲ せいかつばめん はたら生活場面「働く」

1. すがためざすべき姿

しょう しゃ はたら障がい者が とうぜん かんが働くことを当然と考え、じぶん あ自分に合った しごと つ はたら仕事に就き、働き

つづ続けている



2. こべつぶんや とりく個別分野の 取組み

(1) じっさい おお しょう しゃ はたら実際に 多くの障がい者が働いている

- しょう しゃ はたら ば おお障がい者の働く場を多くします。
- しょう しゃ やと きぎょうとう りかい ふか障がい者を雇うことについて、企業等の理解を深めます。
- しょう しゃ しごと かんけいきかん れんけい障がい者が仕事をするため、関係機関が連携します。

(2) ば しょう しゃ しごといろいろな場で 障がい者が仕事をできる

- しごと じぎょうしょ じゅうじつ仕事をするのを助ける事業所を充実していきます。
- こうちん きんがく たか工賃の金額を高くします。
- きぎょういがい しょう しゃ はたら ば おお企業以外の障がい者の働く場を多くします。

(3) しょう しゃ なが はたら つづ障がい者が長く働き続けることができる

- はたら しょくば とく しえん働きやすい職場づくりへの取り組みを支援します。
- しょう しゃどうし じょうほうこうかん なや そうだん ば じゅうじつ障がい者同士の情報交換や悩み相談の場などを充実します。
- しょう しゃ しつぎょう はたら しえん障がい者が失業したときにまた働けるように支援します。

IV 生活場面「心や体、命を大切にする」

1. めざすべき姿

障がい者が必要な医療や相談をいつでも受けることができる

2. 個別分野の取り組み

(1) 必要な健康・医療サービスを受ける

- 医療サービスの内容を豊かにします。また、関係機関の連携を強化します。
- 医療を必要とする重度の障がい児者への支援の内容を豊かにします。関係者が集まって、さまざまな課題について話し合う機会を作ります。
- 二次的な障がいを予防します。

(2) リハビリテーションを受ける

- 地域の関係機関が協力して、効果的なリハビリテーションを実施します。
- 高次脳機能障がい者に対する支援の内容を豊かにします。

(3) 悩みについて相談する

- 相談支援を充実します。



V 生活場面「楽しむ」

1. めざすべき姿

障がい者がより質の高い生活を楽しみ生き生きと活動している



2. 個別分野の取り組み

(1) 余暇活動や社会参加に取る

- 様々な場面で行き届いた心遣いがされるように呼びかけたり、移動しやすくすることで余暇活動を充実します。
- 障がいのある人とない人の交流や、社会参加を進めます。
- ボランティア活動を活性化します。

(2) スポーツ活動に取る

- 障がい者スポーツの選手や指導員を育てます。
- 身近な地域でスポーツが気軽に楽しめ参加できるよう支援します。
- 障がい者にとって、府内のスポーツ施設が使いやすくなるよう働きかけます。

(3) 芸術・文化活動に取る

- 舞台芸術で活躍する障がい者を育てます。また、障がい者の文化芸術活動を支援します。

VI 生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

1. めざすべき姿

社会のだれもが 行き届いた 心づかいをし、 障がい者が 社会の一員としての 価値や 尊さが 守られているように 感じられる

2. 個別分野の 取組み

(1) 障がい者や 障がいへの 正しい理解を 深める

- 障がい者や 障がいについての 広報・啓発を 行います。
- 障がい者への理解を 深める教育を 進めます。

(2) 障がい者が 尊厳を保持する

- 障がい者への差別を 禁止します。 条例に基づいて 相談と解決に向けた 取組みを 進めます。
- 障がい者への虐待を 防止します。
- 障がい者の権利を 守ります。

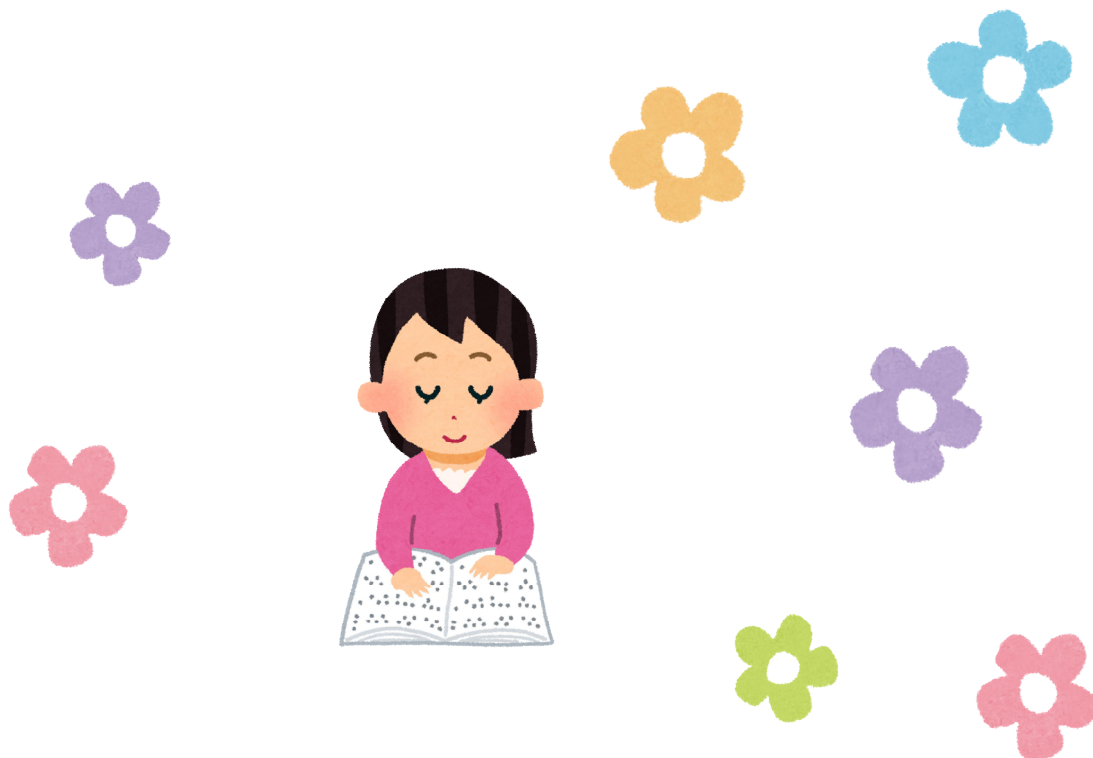
(3) 安全・安心を 確保する

- 防災・防犯を 進めます。



(4) 十分な情報・コミュニケーションを確保する

- 知りたいことがわかるように支援します。
- 人との会話をわかりやすくする支援をします。
- 条例に基づいて手話が言葉である認識を広め、学ぶ機会を確保します。



第3節 地域を育む取組み

障がい者が、地域で自立した生活を営み社会に参加できるよう、地域を育む取組みを、大阪府をはじめ、皆が力を合わせて取組みます。

(1) 障がい者虐待の防止や差別の禁止をすすめ、障がい者の命や尊さが守られる地域をつくります。

(2) 地域の関係機関が協力し、障がい者を支援する体制や、問題を解決する力を強くします。

(3) 障がい者を支援する人を増やし、育てます。

(4) 障がい者や障がいに対する理解を深め、社会の誰もが行き届いた配慮をすることで支えあう力を強くします。

(5) 誰もが利用しやすいまちや環境のデザインを進め、だれもが暮らしやすい地域をつくります。

(6) どの地域で暮らしていても、暮らしを支える仕組みが構築されているように、大阪府全体の取組みを進めます。

